

岡崎市都市計画提案評価委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市都市計画提案制度に関する手続要領（以下「手続要領」という。）第9条に規定される岡崎市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び所掌事務)

第2条 評価委員会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定に基づき提出された都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）について評価を行い、都市計画の決定又は変更の必要性を判定するものとする。

(組織等)

第3条 評価委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は、都市政策部長をもって充てる。

3 委員長は、あらかじめ指定したものにその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議の効率化・迅速化を図るため、委員長が必要と認める議事については、合議により評価委員会の審議に代えることができる。

(評価結果の報告)

第5条 委員長は、会議の終了後速やかに評価の結果を市長に報告するものとする。

(岡崎市都市計画提案評価委員会検討部会の設置)

第6条 評価委員会は、手続要領第5条第1項の規定に基づき提出された計画提案に係る事務及び評価委員会の運営を円滑に進めるため、岡崎市都市計画提案評価委員会検討部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

2 部会は、別表2に掲げる部会員で組織する。

3 部長は、都市政策部都市計画課長をもって充てる。

(部会)

第7条 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

2 部会長は、必要があると認める場合は、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、都市政策部都市計画課がこれを行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年9月15日から施行する。

この要領は、平成24年5月7日から施行する。

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

岡崎市都市計画提案評価委員会委員構成

	職 名
委員長	都市政策部長
委 員	総合政策部長
	環境部長
	経済振興部長
	土木建設部長
	都市基盤部長
	上下水道部長

別表 2

岡崎市都市計画提案評価委員会部会員構成

	部 名	職 名
部会長	都市政策部	都市計画課長
部会員	総合政策部	企画課長
	環境部	環境政策課長
	経済振興部	商工労政課長
		農務課長
	土木建設部	道路維持課長
		河川課長
	都市政策部	建築指導課長
	都市基盤部	市街地整備課長
		公園緑地課長
	上下水道部	下水工事課長

※ その他、必要に応じて計画提案の内容に係る課等の長